

運送事業者等

令和7年度

大野城市



支援金

を交付します！

交付対象

大野城市内に本社・支社・営業所を有し、次に掲げるいずれかの対象事業を営んでいる法人・個人事業主が、運輸局等に登録・届出をしている事業用車両（今後も市内で同事業を継続する意思のある者として）

※1年以内に国県や他自治体等が実施する同様の車両台数に応じた補助金等を受けていない車両が対象。

対象事業		対象車両
ア	トラック運送事業 (貨物自動車運送事業)	① 運送事業のために所有、又はリース契約をしている車両（二輪、特殊、被けん引自動車等を除く）。 ② 車検証の「使用の本拠の位置」が市内にある。 ③ 車検証の区分が「事業用」となっている。 ④ 電気のみを動力源としない内燃機関を有している。
イ	乗合バス事業 (一般乗合旅客自動車運送事業)	
ウ	貸切バス事業 (一般貸切旅客自動車運送事業)	
エ	タクシー・介護タクシー事業 (一般乗用旅客自動車運送事業)	
オ	自動車運転代行業	上記①②④に加え、⑤ 随伴用自動車として登録されている。

支援金の額

車両の区分と台数に応じた支援金を交付します

車両の区分		支援金	
ア	トラック運送事業 (貨物自動車運送事業) ※種別：道路運送車両法	車検証の種別が「普通」	1台につき 4 万円
		車検証の種別が「小型」	1台につき 3 万円
		車検証の種別が「軽」	1台につき 2 万円
イ	乗合バス事業（一般乗合旅客自動車運送事業）	1台につき 4 万円	
ウ	貸切バス事業（一般貸切旅客自動車運送事業）	1台につき 4 万円	
エ	タクシー・介護タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業）	1台につき 3 万円	
オ	自動車運転代行業	1台につき 2 万円	

申請期間

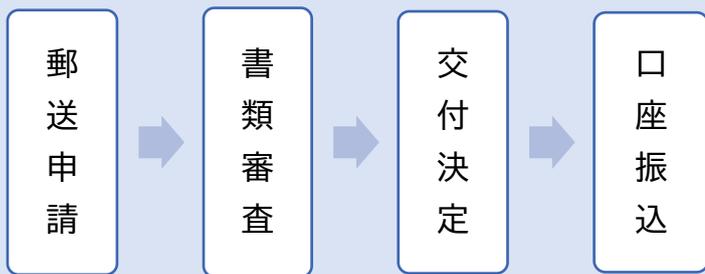
令和7年6月1日から 令和7年9月30日（火）まで

申請方法

以下の書類をそろえて、下記の申請先まで **郵送** してください

共通	運送事業者等支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
	対象車両一覧（様式第2号）
	確認書（様式第3号）
	すべての対象車両の自動車検査証の写し ※電子化されている場合（A6サイズの自動車検査証）は「自動車検査証記載事項」の写しを提出してください。
	振込先が確認できる通帳の写し
事業確認書類	運輸局からの許可書または更新許可書等の写し ※対象事業がア(軽以外)～エの場合
	運輸局への事業経営届出書等の写し（受付印があるもの） ※対象事業がア(軽)の場合
	公安委員会からの認定書等の写し ※対象事業がオの場合
法人のみ	役員名簿一覧（様式第4号）
	履歴事項全部証明書の写し
個人事業主のみ	直近の確定申告書（第一表）の写し
	本人確認書類の写し

申請の流れ



- ◆混雑防止のため「郵送」での申請にご協力をお願いします。
※窓口申請を希望の場合は「電話での事前予約」をお願いします。
- ◆申請書などの様式は市のホームページからダウンロードできます。
- ◆審査時、問い合わせや必要に応じて追加で書類の提出を求めることがあります。
- ◆審査のため、申請から口座振込まで「1ヵ月半～2ヵ月」かかります。
あらかじめご了承ください。

Q&A

- Q1 市外の事業者でも対象となるか？**
A1 市内に本社・支社・営業所等があることが要件のため、本社が市外でも、営業所が市内にあれば対象となります。ただし、車検証の「使用の本拠の位置」が市内である車両に限ります。
- Q2 一般貨物と軽貨物等、複数事業を営んでいる場合、それぞれ申請するのか？**
A2 複数の許可を得て営業している場合でもまとめて申請してください。
- Q3 交付決定後に増車した車両は対象となるか？**
A3 申請は1事業者につき1回のため、対象となりません。

申請・問い合わせ先

郵送先

〒816-8510 大野城市曙町2-2-1
大野城市役所産業振興課「運送事業者等支援事業」担当 宛

事前予約や
問い合わせ

運送事業者等支援事業専用窓口（産業振興課内） ☎580-1879【直通】
【受付時間】9:00～12:00、13:00～16:00（土日祝日除く）

市のホームページ
はこちら

